

# 焼津市農業委員会だより

第8号

平成21年10月発行

農地法等の一部を改正する法律案が平成二十一年六月十七日可決成立し、同月二十四日公布されました。公布の日から六カ月以内に政令等が整備され、本年十二月には施行となり新たな農地制度が始まります。

改正農地法は、

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借規制の見直し、農地利用集積

## 改正農地法が成立！

～新たな農地制度が始まります～



円滑化事業の創設、遊休農地対策の強化、農業生産法人制度及び農地の相続税納税猶予制度等の見直しなど幅広い内容の改正となりました。

### ■農業委員会にも新たな役割

農業委員会においても、より一層の適正な事務実施のもと、貸借規制の緩和に伴う適正な判断や許可後の農地利用状況に伴う厳正な執行、毎年一回の農地利用状況調査の実施に基づいた遊休農地の是

正指導権限の強化など新農地制度の執行にあたり、重要な役割を担うこととなります。

### ■改正農地法の背景には：

国際的な穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安などを受け、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の農業生産を高め、国民に対する食料の安定供給を確保する必要があります。

## 極めて危うい日本の農業の現状

～日本の農地、この四十年間で、

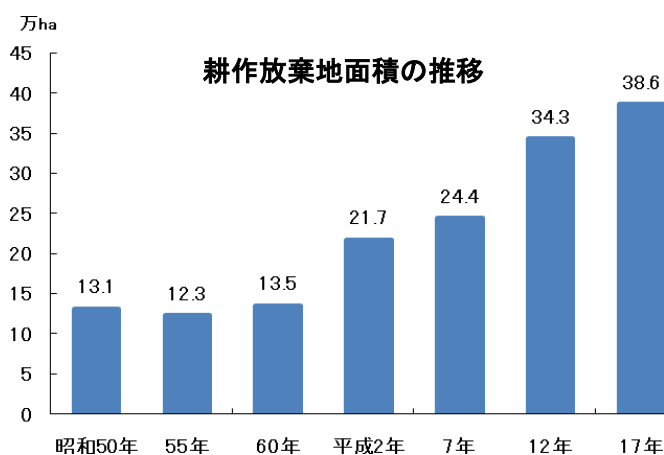
静岡県は総面積二つ分を失う～

我が国の農地はこの四十年間で二割以上減少しています。失った農地は146万ヘクタールで、静岡県は総面積の二つ分の広さに匹敵します。同様に農家数もピーク

時に比較して半分に減少しています。

また、農業就業人口は298万人で、その約半数は七十歳以上の高齢者が占め、日本の総人口の三

耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農業センサス」

パーセントに満たない数までに減少しています。

一方、国内の耕作放棄地の面積は約39万ヘクタールで、昭和五十年と比較して約三倍まで増大しています。これは静岡県の総面積の約半分に匹敵する農地が放棄されています。(左図参照)

農業の現場では、農業所得の減少や後継者不足など様々な問題を抱えながら、日本の農業の現状は、極めて危うい状況となっています。

# だからからごぞ、いま見直す！

## 主な改正ポイント①から⑫まで

### ①農地法の目的の見直し

農地法第一条の目的について、農地は地域の貴重な資源であると位置づけ、農地転用を規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化する。

また、農地の所有権、賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を創設する。

### ②農地転用規制の厳格化

これまで許可が不要であった国又は県による学校、病院等公共施設の設置をするための農地転用は、今後は許可の対象。

### ③違反転用に対する罰則の強化

法人による違反転用の場合は、罰金を三百万円以下から一億円に引上げられ、また原状回復命令違反も同様に一億円に引き上げる。

個人による違反転用は、これまで通り三年以下の懲役又は三百万

### ④農用地区域内の除外の厳格化

農用地区域内の農地(青地)について、担い手への利用集積に支障がある場合は、他の要件を満たす場合であっても農用地区域からの除外を行うことができない。

### ⑤農地を利用する者の確保拡大

農地の賃借規制の緩和により、解除条件付きなど一定の要件を満たした場合は、農作業常時従事者以外の個人及び農業生産法人以外の法人(一般会社・NPO法人等)などへの農地を借り受ける範囲が拡大される。

### ⑥相続等による届出制度の創設

により農業経営が可能となる。相続等により農地を取得した者は、農業委員会に届け出が必要。農業委員会は、その届け出のあった農地の適正かつ有効利用が図れるよう、届け出者に対し斡旋等を行う。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした者は、十万円以下の過料。

### ⑦農地の賃借料情報の提供

標準小作料制度は廃止。今後は、農業委員会が地域における賃借料の目安として、農地の賃借料情報の収集提供等を行う。

### ⑧農地の賃借借存続期間の特例

農地の賃借借の存続期間について、民法により二十年以内から五

十年以内に改正する。

小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置等の廃止。併せて「小作地」「小作農」等の用語の見直しを行う。

### ⑨小作地所有制限等の廃止

これまで農地を貸すと打ち切りになった農地の相続税納税猶予が、他人に農地を貸し付けた場合でも

### ⑩相続税納税猶予制度の見直し

納税猶予が継続される。(市街化区域内農地は除く。)

### ⑪農地利用集積円滑化事業の創設

ただし、この改正により貸し付けた場合、農地としての利用を終身継続する必要がある。

### ⑫遊休農地対策の強化

この事業は、農地の面的集積の新たな仕組みとして創設。市町村、市町村農業公社及び農業協同組合等の団体が、多数の農地所有者から一括して農地を引き受け、それを面的にまとめた形で再配分するもの。

### ⑬遊休農地対策の強化

すべての遊休農地を対象とした対策が講じられる仕組みに見直す。そのため、農業委員会は、毎年一回農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対する是正指導権限を強化する。

### ⑭また、農業者などから遊休農地

がある旨を申し出ることができる仕組みや所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新設する。







## ■ストップ！遊休農地

近年、農業者の高齢化や後継者不足等により遊休農地（耕作放棄地）は年々増加しています。（二ページのグラフ参照）

優良農地の確保を図るためには、遊休農地の解消は喫緊の課題で、改正農地法においては農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況調査や日常的な把握が明記されています。

### ●遊休農地は地域環境の悪化

遊休農地をそのまま放置しますと、不法投棄、雑草の繁茂や病害虫の発生、土砂等たい積、火災の発生など、近隣周辺への環境の悪化にもつながります。

### ●農業委員会にご相談ください。

農地は、一度荒れて遊休化しますと元の農地に戻すまで大変な労力が必要となります。

ご自分で耕作できない場合は、地区の農業委員や農業委員会事務局（電話 626・2159）までご相談ください。

農地所有者の皆様方の理解と協力を  
より一層お願いします。

## ■ストップ！農地の違反転用

農地は、わたしたちの大切な食料の供給基盤であるばかりでなく、景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割を果たしています。

しかし、許可なく勝手に農地以外のものに転用しますと、周辺の農業への支障や地域の皆さんにも迷惑をかけることになります。

そのため、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。

### ●農地の転用とは・・・

農地の転用とは、農地を農地でなくすることで、例えば農地を住宅用地や駐車場、資材置き場等の農地以外の用途に変更することです。

### ●無断転用に対する厳しい罰則

許可を受けないで、無断で農地を転用した場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などを命ぜられます。

無断で違反転用をした者は、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処されますが、改正農地法により、法人の場合の罰金は一億円に引き上げられます。

### ●現地確認や巡回を行っています。

農業委員には、日ごろから農地



農業委員による現地調査（於：市内大島地区）

の違反転用の有無や管理状況について、地区内を巡回しています。また、申請のあった農地の転用等についても地区会の開催や現地調査を実施しています。（左写真）

### ●安易に業者と契約しないで！

万が一、業者から農地造成や転用等を持ちかけられた場合は、安易に契約しないで、必ず地区の農業委員又は農業委員会へ相談ください。また、転用が許されない農地や限られた用途にしか転用できない農地がありますので、十分ご注意ください。



## 2010農林業センサス 2月から全国一斉に実施します。



- 農林業センサスは、5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を、明らかにするための大切な調査です。
- 農業者の方々のところへ、市の統計調査員が調査票の記入のお願いに伺います。  
※調査へのご理解とご協力をお願いします。
- 調査期間：平成22年1月下旬～2月中旬
- 問合せ先：市統計担当（Tel 626-2144）

## 農業者年金相談会の開催

農業者年金相談会の開催日程をお知らせします。

- 日時：平成22年1月12日（火）  
午前10時30分～午後3時
- 会場：議会庁舎3階302号室



- 焼津市農業委員会だより第8号
- 発行：平成21年10月 ■編集：焼津市農業委員会
- 住所：〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号
- 電話：626-2159 ■FAX：626-2188
- Email: nougyoujin@city.yaizu.lg.jp

## 平成21年度 農家意向調査の実施



農家の実態を把握し、農地の有効利用や農地の流動化を図るために毎年行われるものです。  
農地所有者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

### ■調査日程

- ・調査票の配布：平成21年10月下旬
- ・調査票の回収：平成21年11月下旬

### ■問合せ先

焼津市農業委員会（Tel 626-2159）

## 農業委員会委員選挙人名簿 の登録申請書の提出（お願い）



農業委員会では、農業委員会選挙人名簿の作成のため、登録申請書を各農家に配布します。

記

- 申請書の配布：平成21年12月下旬
- 申請書の回収：平成22年1月中旬
- 問合せ先

焼津市農業委員会（Tel 626-2159）

地域の取り組みの様子が楽しみだね！



一家に一部！  
『全国農業新聞』をお手元に

- ・週刊：金曜日発行
- ・月600円（税込）
- ・購読申込は、農業委員会までご連絡下さい。

全国農業新聞を片手に楽しく語るのには、農業委員の増田純一郎さん（下小田・七十六歳）です。農業委員として四期目、話す言葉にも力がこもる